



令和4年5月30日

各 位

会 社 名 木 村 化 工 機 株 式 会 社
代表者名 代表取締役 取締役会長兼取締役社長
小林 康眞
(コード番号 6378 東証スタンダード)
問合せ先 取締役管理部門長 条 芳明
(TEL. 06-6488-2501)

定款変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更の件を令和4年6月24日開催予定の第75期定期株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものであります。
- (2)その他、定款内における形式の整合性を図るため所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第13条 (条文省略) <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	第1条～第13条 (現行どおり) <u>(電子提供措置等)</u>
第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対し提供したものとみなすことができる。</u> (新設)	第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u> <u>2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第15条～第38条 (条文省略) (買収防衛策の導入等)	第15条～第38条 (現行どおり) (買収防衛策の導入等)
第39条 当会社は、当会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するために、当会社の発行する株式その他の権利の買付行為に関して、当該買付行為を行う者が順守すべき手続きおよびこれに違反する者に対する対抗措置等の対応策（以下「買収防衛策」という。）を定めることができる。	第39条 当会社は、当会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するために、当会社の発行する株式その他の権利の買付行為に関して、当該買付行為を行う者が順守すべき手続きおよびこれに違反する者に対する対抗措置等の対応策（以下「買収防衛策」という。）を定めることができる。
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
第40条 (条文省略) 附則 (社外監査役の責任限定契約に関する経過措置) 第69期定期株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。 (新設)	第40条 (現行どおり) 附則 (社外監査役の責任限定契約に関する経過措置) <u>第1条 第69期定期株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u> <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u> <u>第2条 定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条は、なお効力を有する。</u> <u>3 本条の規定は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 令和4年6月24日（予定）
 定款変更の効力発生日 令和4年6月24日（予定）

以 上